

○厚生労働省令第三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第百条第一項及び第百三条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四十九号）第三条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十三日

厚生労働大臣 後藤 茂之

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第一条 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正後欄の石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第四条の二第一項に次の一号を加える。

四 船舶（総トン数二十トン以上の船舶に限る。）の解体工事又は改修工事

様式第1号(第4条の2関係)(表面)

事前調査結果等報告

元方事業者の情報										
事業者の名称					事業者の代表者氏名					
担当者のメールアドレス					事業者の電話番号					
事業者の住所	郵便番号		都道府県・市区町村名等			住所(続き)				
工事現場の情報										
労働保険番号	都道府県		所轄	管轄	基幹番号	枝番号				
作業場所の住所	郵便番号		都道府県・市区町村名等			住所(続き)				
工事の名称					工事の概要					
建築物等の概要										
建築物、工作物又は船舶の新築工事の着工日			西暦	年	月	日	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> S造 <input type="checkbox"/> その他		
延べ床面積			m ²	階数(地上階)	階数(地下階)					
その他工作物・船舶 ※複数選択可			<input type="checkbox"/> 反応槽 <input type="checkbox"/> 加熱炉 <input type="checkbox"/> ボイラー及び圧力容器 <input type="checkbox"/> 配管設備 <input type="checkbox"/> 焼却設備 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> 貯蔵設備 <input type="checkbox"/> 発電設備 <input type="checkbox"/> 変電設備 <input type="checkbox"/> 配電設備 <input type="checkbox"/> 送電設備 <input type="checkbox"/> コンドレルの天井板 <input type="checkbox"/> プラットホームの上家 <input type="checkbox"/> 遮音壁 <input type="checkbox"/> 軽量盛土保護パネル <input type="checkbox"/> 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 <input type="checkbox"/> 船舶							
解体工事を行う床面積の合計			m ²	解体工事又は改修工事の実施期間			西暦	年	月	日
解体工事又は改修工事の請負金額			1万円	石綿に関する作業の開始時期			西暦	年	月	日
事前調査の終了年月日			西暦	年	月	日				
事前調査を実施した者										
氏名					講習実施機関の名称					
分析調査を実施した者										
氏名					講習実施機関の名称					
作業に係る石綿作業主任者										
氏名										
請負事業者の情報										
事業者の名称					事業者の電話番号					
労働保険番号					枝番号					
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請)事業と同じ										
事業者の住所	郵便番号		都道府県・市区町村名等			住所(続き)				
事前調査を実施した者の氏名					事前調査を実施した者の講習実施機関の名称					
分析調査を実施した者の氏名					分析調査を実施した者の講習実施機関の名称					
作業に係る石綿作業主任者の氏名										
請負事業者の情報										
事業者の名称					事業者の電話番号					
労働保険番号					枝番号					
<input type="checkbox"/> なし(又は不明) <input type="checkbox"/> 元方(元請)事業と同じ										
事業者の住所	郵便番号		都道府県・市区町村名等			住所(続き)				
事前調査を実施した者の氏名					事前調査を実施した者の講習実施機関の名称					
分析調査を実施した者の氏名					分析調査を実施した者の講習実施機関の名称					
作業に係る石綿作業主任者の氏名										

第一条中石綿障害予防規則様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に次の一様式を加える。
 様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に次の一様式を加える。

様式第1号(第4条の2関係)(表面)

事前調査結果等報告

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ※石綿使用の有無のみ記載 ①目視 ②放射線計測(③を除く。) ④分析 ⑤材料製造者による証明 ⑥製造年月日	作業の種類			切断等の有無		作業時の措置 ①責任隔離 ②隔離(責任なし) ③吸塵化 ④呼吸用保護具の使用
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用折板断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□	/	/	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
スレート葺板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□

年 月 日

事業者代表者

労働基準監督署長 殿

報告

- 「労働保険番号」の欄は、一括有期事業の場合当該事業に係る労働保険番号、一括有期事業でない場合は、各事業者の継続事業に係る労働保険番号を記載すること。
- 「請負事業者に関する事項」の欄は、当該作業を請け負わせている事業者がいる場合に、全ての請負事業者について記入すること。
- 「請負事業者に関する事項」の「事前調査を実施した者」及び「分析調査を実施した者」の欄は、元請事業者に関する事項と同一となる場合は、同様に記載すること。
- 「解体工事を行う床面積の合計」の欄は、建築物の解体工事に該当する場合に記入すること。なお、建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事をいうこと。
- 「解体工事又は立上り工事の請負金額」の欄は、建築物の改修工事又は立上り物の解体工事若しくは改修工事に該当する場合に記入すること。
- 「真鍮製機械等(仮)」の欄は、事前調査を実施した者が「一般社団法人日本アスベスト調査研究協会」登録者である場合には、その旨を記入すること。
- 「作業に係る石綿作業主任者の氏名」の欄は、石綿使用建築物等解体等事業がある場合に必ず記入すること。なお、被験時点で未選任の場合は、選任予定者を記入すること。
- 業種の記載は、請負事業者がいる場合は、請負事業者に請け負わせる作業に係るものも含めて、作業対象の材料に該当するものを全てについてまとめて記入すること。
- 「石綿使用の有無」の欄は、石綿を含有しているものとみなす場合は、「みなし」に記入すること。
- 「石綿使用なしと判断した根拠」の欄は、①から⑤までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。
- 「切断等の有無」の欄は、材料の切斷、破砕、圧(力)入れ、粉砕等を行う作業の有無について記入すること。
- 「作業時の措置」の欄は、報告の時点で予定している措置を記入すること。また、①から④までのうち該当するものが複数ある場合には、その全てを記入すること。

第二条の表改正後欄の石綿障害予防規則第三条第四項及び第七項第九号中「建築物」を「建築物及び船舶」に改める。
 (厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)
 第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一(第三条及び第四条関係) 表一 (略)		別表第一(第三条及び第四条関係) 表一 (略)	
石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)	第三条第五項の規定による記録の保存 第三条第六項の規定による記録の写しの備付け (略)	石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)	第三条第五項の規定による記録の保存 (新設) (略)
表二～表四 (略)		表二～表四 (略)	

第三条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一(第三条及び第四条関係) 表一 (略)		別表第一(第三条及び第四条関係) 表一 (略)	
石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)	(略) 第三条第八項の規定による記録の写しの備付け (略)	石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)	(略) 第三条第六項の規定による記録の写しの備付け (略)
表二～表四 (略)		表二～表四 (略)	

附則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。